

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

「埼玉県土木工事实務要覧」及び「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」の一部改正について（通知）

下記のとおり「埼玉県土木工事实務要覧」及び「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」を一部改正することとしましたので通知します。

併せて、別紙正誤表に基づき埼玉県土木工事实務要覧の修正をお願いします。

記

1 改正箇所

「埼玉県土木工事实務要覧」

第2 仕様書編

1 埼玉県土木工事共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1-7 工事カルテ作成、登録（95ページ）

1-1-1-40 諸法令の遵守（117ページ）

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準（126ページ）

1-3-3-14 桁製作工（150ページ）

1-3-10-24 足場工（230ページ）

第4章 土工

第2節 適用すべき諸基準（232ページ）

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

1-5-5-5 鉄筋の継手（260ページ）

第3編 砂防編

第1章 砂防ダム

3-1-6-4 コンクリートダム本体工（343ページ）

第5編 道路編

第2章 舗装

第2節 適用すべき諸基準（405ページ）

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」

第2 共通仕様書編

埼玉県測量作業共通仕様書

第10条 提出書類（57ページ）

埼玉県地質・土質調査共通仕様書

第110条 提出書類（77ページ）

埼玉県土木設計業務共通仕様書

第1編 共通編

第1109条 提出書類（127ページ）

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 適用年月日

平成22年 6月 1日

担 当：県土整備部 建設管理課

技術管理担当 榎戸、宮寄、深谷

電 話：048-830-5201

F A X：048-830-4868

e-mail：a5190-02@pref.saitama.lg.jp

新 旧 対 照 表

改定前
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
<p>第2 共通仕様書編 埼玉県測量作業共通仕様書 第10条 提出書類</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、委託金額が<u>500万円以上</u>の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「<u>業務カルテ</u>」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>また、（財）日本建設情報総合センター発行の「<u>業務カルテ受領書</u>」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受託者が公益法人の場合はこの限りでない</p>

新 旧 対 照 表

改定後
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
<p>第2 共通仕様書編 埼玉県測量作業共通仕様書 第10条 提出書類</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、委託金額が<u>100万円以上</u>の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「<u>登録のための確認のお願い</u>」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>また、（財）日本建設情報総合センター発行の「<u>登録内容確認書</u>」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受託者が公益法人の場合はこの限りでない。</p>

新 旧 対 照 表

改定前
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
第2 共通仕様書編 埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第110条 提出書類
3 受託者は、契約時又は変更時において、委託金額が <u>500万円以上</u> の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「 <u>業務カルテ</u> 」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。 また、（財）日本建設情報総合センター発行の「 <u>業務カルテ受領書</u> 」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

新 旧 対 照 表

改定後
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
第2 共通仕様書編 埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第110条 提出書類
3 受託者は、契約時又は変更時において、委託金額が <u>100万円以上</u> の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「 <u>登録のための確認のお願い</u> 」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。 また、（財）日本建設情報総合センター発行の「 <u>登録内容確認書</u> 」が受託者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

新 旧 対 照 表

改定前
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
<p>第2 共通仕様書編 埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1109条 提出書類</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が<u>500万円以上</u>の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「<u>業務カルテ</u>」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>また、（財）日本建設情報総合センター発行の「<u>業務カルテ受領書</u>」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>

新 旧 対 照 表

改定後
埼玉県土木工事委託業務実務要覧
<p>第2 共通仕様書編 埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1109条 提出書類</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、委託金額が<u>100万円以上</u>の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「<u>登録のための確認のお願い</u>」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。</p> <p>また、（財）日本建設情報総合センター発行の「<u>登録内容確認書</u>」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>